化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩等が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）に対する意見募集の結果について

令和８年11月20日

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第四項の表ＰＦＯＳ又はその塩の項等に規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩等が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項の一部を改正する件（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）を行いましたところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する考え方を、別添のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、パブリックコメントの対象案件に対する御意見にのみ、御意見に対する考え方を公表させていただきますので御了承ください。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

１．実施期間等

（１）募集期間：令和８年９月１日（火）～同年９月30日（水）

（２）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省 HP

（３）意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、郵便又はE-mail

２．提出意見の総数

５件

※このほか、本改正案と関係のない御意見が１件ありました。

３．問合せ先

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
TEL：03-5521-8253